研究題目	憲法史的脈絡を踏まえた戦後改憲論の分析
機関名	高岡法科大学
研究代表者	法学部法学科・准教授・荒邦 啓介
分野	公法学
キーワード	憲法史 憲法学説史 憲法改正

1. 研究の背景と目的

本研究は、先行研究とは異なる分析視角を意識しながら、戦後日本の憲法改正論を検討するものである。その分析視角とは、要するに、《戦後日本の改憲論を 1945 年以前(戦前・戦中)の法・政治思想とのつながり(脈絡)において理解する》というものである。

こうした分析視角によることで、1950 年代以降蓄積され続けてきた極めて多種多様な改憲論について、より精緻な検討を行うための基礎を構築できると考えられる。このことは、戦後の我が国における憲法改正論史研究にとって、また、戦後憲法学説史研究にとって、一定の貢献をなし得るものだと思われる。

2. 研究方法

本研究においては、主に、以下のふたつの点に留意して研究を進めた。すなわち、

- (1) 改憲論を、1次資料などに基づき、基礎的・実証的に検討する
- (2) 改憲論を、1945 年以前との思想的連続性——戦後改憲論の《憲法史的脈絡》——のなかで 捉える

という2点である。

そこで、国立国会図書館憲政資料室所蔵資料の閲覧や、改憲論に関係する国内外文献の収集・ 分析を重ねた。特に、後述のとおり本研究ではふたりの憲法学者に注目したため、彼らの著作に ついては、複写によるものを含め、可能な限り入手するよう試みた。

収集した文献等をもとに、今回の研究では、1950年代のふたつの改憲論について、上記(1) および(2)の点を踏まえた分析を行った。

3. 研究成果

3-1. 本研究の結論

本研究で具体的に着目したのは、1950年代に憲法改正を主張したふたりの憲法学者である。 彼らの改憲論を分析した結果、本研究で見出すことができた一応の結論は、次の2点である。

- (1) 1945 年以前との脈絡を捉えることで、改憲論の内容や思想を、より精緻に追跡できる可能性が高いこと
- (2)《固有性・独自性志向の強い改憲論》と《普遍性志向の強い改憲論》とがあったこと(本研究では、暫定的に、前者を《復古的な改憲論》、後者を《革新的な改憲論》と呼びたい)

その詳細は、すでに発表済みの拙稿(荒邦・2022)のほか、今後公表予定の注を付した論文・ 著書において示すので、そちらを参照されたい。ここでは、その要点筆記的なものを記録してお くことにしたい。

3-2. 井上孚麿の改憲論

着目した憲法学者のひとりは、井上孚麿 (1891~1978) である。

長崎に生まれた井上は、第五高等学校大学予科を経て東京帝国大学法科大学を卒業、同助手を務め、法政大学教授、台湾総督府高等学校教授、台北帝国大学教授と転じ、その後、「内地」の国民精神文化研究所へと移った。しかし、東条英機内閣批判をきっかけとして辞職、そのまま終戦を迎えた。

戦後は、徐々に『神社新報』等に論考を寄せ始め、日本経済短期大学教授、亜細亜大学教授を務めた。その一方、1960年には憲法調査会において日本国憲法無効論を主張したほか、改憲派や憲法無効論者が集っていた「憲法の会」という団体にも参加した。

井上の唱えた憲法無効論とは、日本国憲法の制定過程に「瑕疵」があることを理由に、それを有効に成立したものではないと解する理論である。さらに、日本国憲法が無効であることを確認したうえで、大日本帝国憲法の復原を求めるものであったため、帝国憲法復原論といわれることもある。著名な憲法無効論者のひとりは、憲法無効論を、広い意味での憲法改正論の一種として扱っているから、本研究においてもそうした観方にしたがうことにしたい。

では、なぜ、井上は憲法無効論を唱えたのか。本研究の分析によれば、それは、**①**法理論的理由とでも呼ぶべきものと、**②**法思想的理由とでも呼ぶべきものとがあった、と考えられる。

法理論的理由とは、日本国憲法の制定が帝国憲法の改正の限界を逸脱したものであったことなどを踏まえて、「重大且つ明白なる瑕疵」が日本国憲法の有効な成立を妨げている、とするものである。こうした理由付けについては、先行研究などでも、つとに引用されてきたものであって、特に分析を要するものでもない。

一方、法思想的理由とでも呼ぶべきものがあったのではないかという点は、本研究において特に注意を払ったポイントである。井上の帝国憲法下での議論も参照すると、彼には、《憲法が—権力者を含めて——人々に順守されるには何が重要か》という問題意識があったことが分かる。 井上の言葉を借りれば、「憲法恪循」の問題だ、といえるものである。

日本国憲法は、その制定経緯や内容に鑑みると、十分に「恪循」されるための条件を備えているものではないと井上はいう。そうした、いわば吹けば飛ぶような憲法では、意味のある憲法とはいえない。そこで、彼の考えによれば十分に「恪循」される憲法である帝国憲法を復原し、必要があればあらためて適切な手続によって憲法改正を行うべきだ、とされた。なぜ、帝国憲法は「恪循」される憲法だといえるのかというと、人為的にではなく自然に生成された点に、その理由があると井上は主張した。「統治ノ洪範」を「紹述」したものが帝国憲法だとする井上は、その漸進的・生成的な面を強調し、専制政治を防ぐために人為的に作られる諸外国の憲法とはその性質が異なるとした。

3-3. 大西邦敏の改憲論

本研究で着目したもうひとりの憲法学者は、大西邦敏(1899~1990)である。

大西は香川に生まれ、早稲田の第一高等学院を経て、早稲田大学政治経済学部を卒業、大学院へと進んだ。その後、同助手、講師、助教授となり、1940年から教授となった。その間、海軍出身の実業家・中島知久平が主宰した国政研究会で嘱託となったり、1938年に政府が設けた議会制度審議会の嘱託となったりした。

戦後になると、早い段階から、日本国憲法上の疑義ある条文への検討を行い、神川彦松を代表とする「憲法研究会」に参加した。同会は1950年、『日本国自主憲法試案』という改憲を具体的に論じ、提案した成果物を刊行したが、神川によれば、それを著すに際して「特に大西教授の深い造詣と蘊蓄とに負うところが多大であった」(憲法研究会・1955)という。ほかにも大西は、自主憲法期成同盟の理事を務め、さらには自身の手で日本国憲法を全面的に改正する改憲案を公表した。さらに、憲法調査会委員を務め、加えて中曽根康弘の憲法改正案(「高度民主主義民定憲法草案」)作成にアドバイスを与えてもいた。その経歴からもはっきりと分かるように、大西は、戦後初期を代表する改憲派憲法学者のひとりであった。

では、大西の憲法改正論は、どのようなものだったのか。大西の改憲論は、基本的に、比較憲法研究を土台として、そこで得られたデータをもとに具体的な改憲を論じる、というものであった。そして、大西によれば、彼の研究の基本にあったのは、「『民主政治』の追求」(大西・1970)であった。

本研究では、そうした大西の改憲論の手法を跡付けるべく、彼の議会制論、とりわけ第二院に関する議論を分析の対象とした。その際、憲法史的脈絡を踏まえるべく、帝国憲法下で展開された大西の議会制論と、日本国憲法下で展開されたそれとを、取り扱った。

大西が研究を始めた頃というのは、ヨーロッパにおいて「デモクラシーの危機」とか「議会政治の危機」とかといわれていた時代であった。そうしたなか、彼は、第一次世界大戦後の第二院の動向を詳細にリサーチしており、憲法の明文をもって第二院の権限を縮小する傾向が見出せると結論付けている(大西・1930)。また、権限に縮小傾向がみられる第二院の組織方法としては、貴族院型、任命型、選挙型のほか、職業別に議員を選び、その職業を代表させようとする職能代表型の第二院——第二院の議員の一部ではあったものの——がある、ということを紹介した(大西・1932)。

その後、職能代表型の議会制度を採る各国の制度を整理・分類した大西は、我が国における当時の貴族院の改革問題に対し、職能代表型の議会制論を適用していった。そこでは、職能代表制を日本の貴族院の組織方法として採用すべきだ、ということが明確に考えられていた(大西・1938)。

その採用は、確かに部分的なものであって、すべての貴族院議員を職能代表とするプランではなかったが、従来の貴族院議員の選出方法からすれば、極めてラディカルな制度改革構想であった。そうした構想が比較憲法研究に基礎づけられていた点は、法の改正を論じる際の、大西のま

さに十八番的な手法であった。このことは、戦後も同じであった。

戦後の大西は、参議院改革のために、間接選挙制へと着目し、さらには第二院廃止論(=-院制論)へと傾斜していった。衆議院と同じように政党化される参議院に危惧の念を抱いた大西は、政党化の傾向は直接選挙制を採る場合に著しいと分析し(大西・1955)、直接選挙制、間接選挙制、任命制などを組み合わせた組織方法を採る国が多いことも指摘した(大西・1950)。

そこで大西は、自身の改憲案でも「衆議院は、国民によつて直接に選挙された議員でこれを組織し、参議院は、国民によつて間接に選挙された議員でこれを組織する」という条文案を設け、間接選挙制を採る第二院とせよ、という主張を展開した。こうした主張は、当時二院制を採る国々がどのように第二院を組織しているかを幅広く調査した結果、必ずしも直接選挙制のみで組織する国が多いわけではなく、間接選挙制や複数の仕組みを組み合わせた方法で第二院を組織する国が多数見受けられることを踏まえたものだった。さらにその後、「断然第二次世界大戦後一院制が増えております」と述べる大西は、日本もまた、「一院制が良いと思う」と唱えるまでになった(大西ほか・1959)。

このような大西の改憲論は、上述のとおり、比較憲法研究を土台として、そこで得られたデータを用いて組み立てられたものであった。その手法は、帝国憲法下から一貫していたといって良い。

3-4. ふたつの改憲論から分かること

ところで、本研究で検討の対象としたふたりの憲法学者それぞれの改憲論を踏まえると、1950 年代の改憲論について、どのようなことがいえるであろうか。

まずは、3-1で述べたように、1950年代の改憲論については、

(1) 1945 年以前との脈絡を捉えることで、改憲論の内容や思想を、より精緻に追跡できる可能性が高いこと

を指摘することができる。井上の改憲論も、大西の改憲論も、その持ち味を十分に吟味するには、 彼らの帝国憲法下での主張を踏まえる必要がある。もちろん、そうせずとも彼らの主張を読み取 ることはできなくはないが、ただし彼らの改憲論をより精緻に分析するには、それでは足りない ところもあるだろう。

井上の場合は、帝国憲法下から彼のなかにあった「憲法恪循」の問題を踏まえることで、戦後の憲法無効論の意義をより多角的にとらえることができる。大西の場合は、帝国憲法下から彼が用いていた研究手法を踏まえることで、戦後の改憲論でもその手法が一貫していたということを理解できる。本研究では、このふたつの例を見たに過ぎないが、1945年をまたいで活躍した法学者の言説を分析する際に十分に意識されて良いことが、これらの例から取り出せるように思われる。

次に、ふたりの憲法学者それぞれの改憲論を突き合わせてみると、1950年代の改憲論には、

(2)《固有性・独自性志向の強い改憲論》と《普遍性志向の強い改憲論》とがあったこと

を指摘できると考えられる。

井上の改憲論は、帝国憲法の独自性に着目し、それゆえに、帝国憲法には十分に「恪循」されるための条件が備わっていることを主張するものであった。一方で、大西の改憲論はどうであったかというと、日本の独自性などといったことにはほとんど無頓着であったといって良い。各国の立法や制度を参考に、我が国の法改正を論じる様子は、むしろ普遍性を志向するものだったといえる。そのことは、井上との比較によって、いっそう際立つ(なお、大西は皇位の継承を女性にも認める改憲案を作るなど、我々が通常思い浮かべる保守的な改憲論とは明らかに一線を画している)。

こうした両者の違いを踏まえ、本研究においては、暫定的に、井上のような改憲論を《復古的な改憲論》と呼び、大西のような改憲論を《革新的な改憲論》と呼びたい。このふたつの用語は、やや落ち着かない感があり、うまく両者の改憲論をイメージさせるものとなっているか不安も残る。この課題については、今後さらなる検討を経て、あらためて考えることにしたい。

4. 今後の展望

今後の展望として、まず、上述のとおり、《復古的な改憲論》 - 《革新的な改憲論》という観方が説得的なものといえるかどうか、あらためて検討を行いたい。このことは、用語の定義に加えて、1950年代に展開されたその他の改憲論を広く検討対象とすることで一定の結論を見出せるものだと思われる。

また、戦後日本の改憲論研究として、1960年代以降にも視野を拡げることとしたい。今日、戦後日本の憲法学説史について、改憲を主張した憲法学者のそれを含めて描こうとチャレンジすることは、特異なものではなくなったといって良いわけだが(例えば、鈴木ほか・2021)、1960年代以降の改憲論も検討対象に含めることで、戦後の我が国の改憲論史を組み立てることができるだろう。

5. 参考文献

※ここでは、本研究を進めるうえで特に参照した主な文献と、本報告書中で言及した文献とに限って、掲載した。

- 1. 荒邦啓介「大西邦敏の議会制論」高岡法学 41 号(2022 年 12 月)
- 2. 葦津珍彦ほか編『井上孚麿憲法論集』(神社新報社、1979年)
- 3. 井上孚麿「憲法を支ふるもの」桃李4巻2号(1954年2月)
- 4. 井上孚麿「憲法生死の岐路」桃李6巻1号(1956年1月)
- 5. 井上孚麿「憲法の一貫性」日本10巻1号(1960年1月)
- 6. 井上孚麿『増訂 憲法研究』第 15 版(政教研究会、1971年)
- 7. 大西邦敏「議会意思構成の実証形態」早稲田政治経済学雑誌 20 号(1930 年 12 月)
- 8. 大西邦敏「二院制度」早稲田政治経済学雑誌 27 号 (1932 年 12 月)
- 9. 大西邦敏「議会制度改革の理論と実際 (一、二・完)」(1938年 10月、12月)
- 10. 大西邦敏「参議院の性格」早稲田政治経済学雑誌 103号(1950年4月)

- 11. 大西邦敏「理性の政治へ」民主政治 4号 (1955年 10月)
- 12. 大西邦敏ほか (座談会)「参議院制度研究会 第二回 参議院をどう改革するか」民主戦線 17号 (1959年9月)

- 13. 大西邦敏『憲法と民主政治』(成文堂、1970年)
- 14. 憲法研究会編『日本国自主憲法試案』(勁草書房、1955年)
- 15. 鈴木敦ほか編『「戦後憲法学」の群像』(弘文堂、2021年)
- 1 6. Georg Jellinek, Allgemeine Staatslehre, 3. Aufl., 1966
- 17. Hans Helfritz, Allgemeines Staatsrecht, 2. erweiterte Aufl., 1928
- 18. Karl Braunias, Die rumänische Verfassungentwicklung 1923-1938, in: Zeitschrift für osteuropäisches Recht, Heft 12, 1938
- 19. Otto Koellreuter, Die politischen Parteien im modernen Staate, 1926
- 2 0. Walter Anderssen, Die Entwicklung des öffentlichen Rechts in Rumänien vom 1. Juli 1930 bis 30. Juli 1938, in: Jahrbuch des öffentlichen Rechts der Gegenwart, Bd. 25, 1939